



船舶交通に必要な情報

八管区水路通報

HP : <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN8/tuho/tuho.html>
: QRコード (携帯電話でご利用になれます)



浜田海上保安部

HP : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/hamada/>
TEL : 0855-27-0771

浜田海上保安部管内の定置網情報HP

HP : http://www6.kaiho.mlit.go.jp/hamada/02_anzen_page/teichi.htm

八管区海の相談室 (図に関する連絡先)

HP : sodan8@jodc.go.jp
TEL : 0773-75-7373

マリレジャーを安全に楽しむために

HP : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/08kanku/marineleisure/marineleisure-top.html>

浜田港の潮汐推算 (確認したい日の潮の満ち引きをグラフと値で確認)

HP : http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/tide_pred/3201.htm



※ 港内を航行する際の注意事項

1. 接岸している船の付近を航行する場合には、アンカーに注意して距離をあけて航行しましょう。
2. 接岸して荷役作業中の船舶付近を航行する際には、スピードを落とすようお願いします。
3. 港内の工事業区域には標識灯が設置してありますので、注意して航行しましょう。
4. 港内の島や港湾施設が陰になり、行き会い船の視認が困難となる場合があるので、注意しましょう。
5. 港内の島や海岸線の近くには暗岩や洗岩が多数存在し、潜堤などの港湾施設も存在することから、航行に注意しましょう。
6. 沿岸域では、年間を通して素潜り漁が行われており、作業中は国際信号旗A旗を掲げた船が錨泊しているため、付近を航行する際には注意してください。



凡例

- マリーナ
- 港則法適用港
- 海底線
- 定置漁業権
- 港則法区域
- 三角波発生区域
- 危険物積載船指定錨地
- SOLAS条約に基づく立入制限区域 (陸上にはフェンス設置あり)
- 暗礁等が多数存在する区域

